

河内町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の人件費率
20年度	人 10,739	千円 3,972,367	千円 190,645	千円 1,034,237	% 26.04	% 27.81

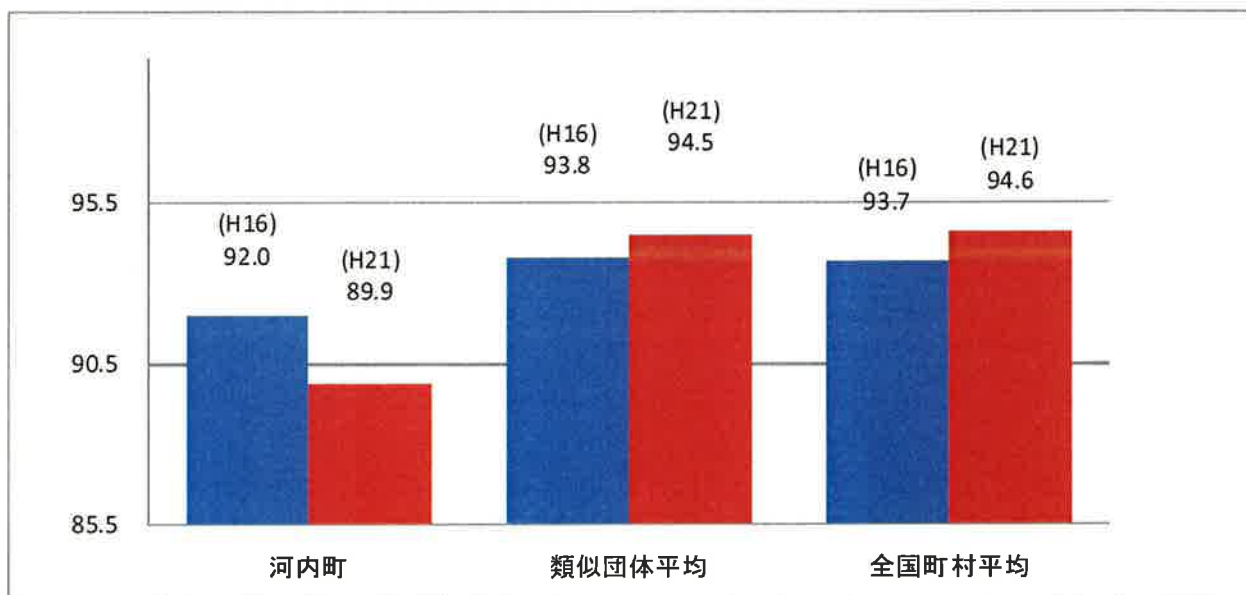
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤続 手当	計 B		
20年度	人 120	千円 435,506	千円 42,877	千円 176,251	千円 654,634	千円 5,455	千円 5,843

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（21年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
河内町	42.9歳	308,500円	363,568円	325,862円
茨城県	43.0歳	346,959円	424,219円	380,642円
国	41.5歳	325,521円	—	391,770円
類似団体	43.2歳	322,721円	369,079円	348,767円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
河内町	47.9歳	10人	264,100円	280,470円	271,510円	—	—	—	—
うち用務員	49.4歳	6人	264,700円	279,450円	277,050円	用務員	54.5歳	214,000円	1.31
その他の技能職	45.7歳	4人	263,300円	282,000円	263,300円	—	—	—	—
茨城県	48.4歳	479人	341,309円	387,816円	367,067円	—	—	—	—
国	49.2歳	4,429人	285,548円	—	322,737円	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	10人	272,321円	288,670円	281,942円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
河内町	—	—	—
うち用務員	4,551,900円	3,027,000円	1.50
その他の技能職	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16年～18年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（21年4月1日現在）

区分		河内町	茨城県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	133,100円	135,600円	—
	中学卒	121,600円	129,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（21年4月1日現在）

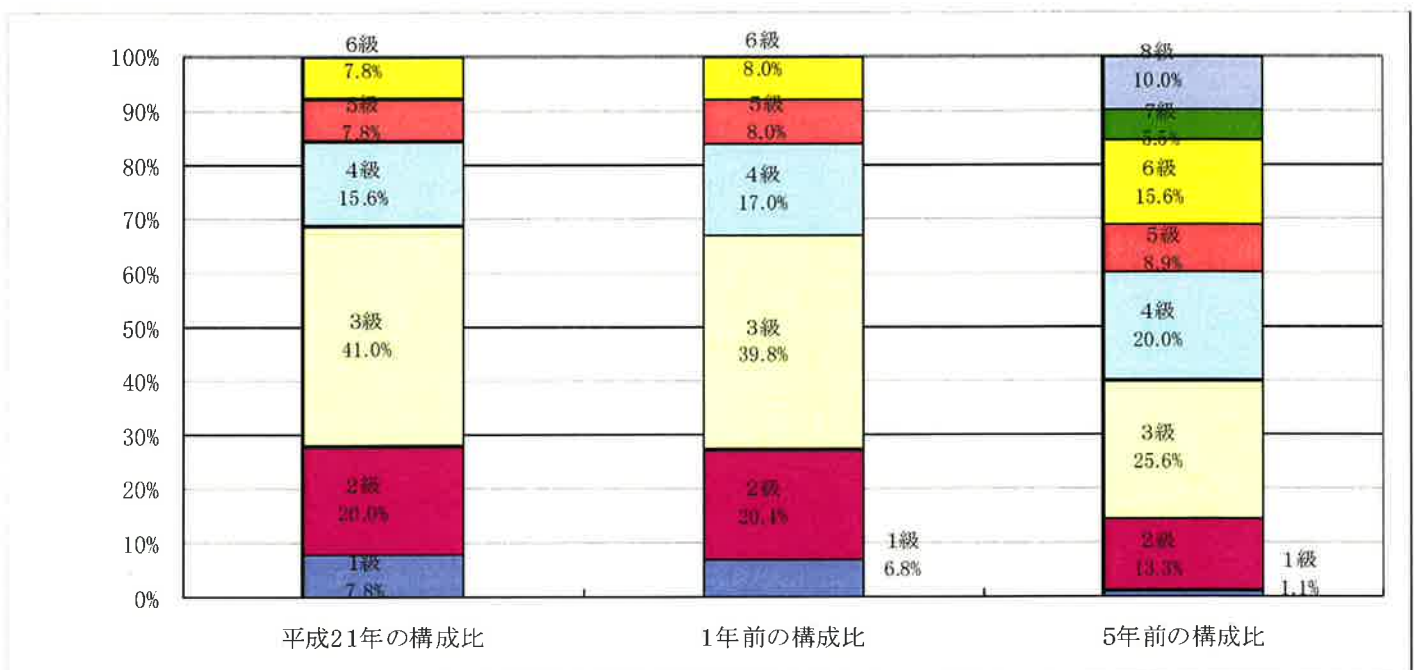
区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	269,900円	295,800円	306,400円
	高校卒	244,000円	261,200円	301,000円
技能労務職	高校卒	該当者なし	240,500円	259,500円
	中学卒	該当者なし	231,400円	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（21年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補・主事	7 人	7.8 %
2 級	主幹	18 人	20.0 %
3 級	主査・係長	37 人	41.0 %
4 級	副参事・課長補佐	14 人	15.6 %
5 級	参事・課長・室長・局長	7 人	7.8 %
6 級	参事・課長	7 人	7.8 %

- (注) 1 河内町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(1) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員を対象にした人事評価制度は未実施であるため昇級区分に差を設けていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

河内町	茨城県	国
1人当たり平均支給額（20年度） 1,536千円	1人当たり平均支給額（20年度） 1,914千円	—
(20年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず、一律の支給を行いました。

・管理職	6月	95 / 100	12月	95 / 100
・管理職以外の職員	6月	75 / 100	12月	75 / 100

(2) 退職手当（21年4月1日現在）

河内町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
勸奨退職による特別昇給有					
1人当たり平均支給額	18,026千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(21年4月1日現在)

河内町では支給していません。

(4) 特殊勤務手当（21年4月1日現在）

支給実績（20年度決算）	0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（20年度）	0%	
手当の種類（手当数）	11（現在の実際の支給は1）	
手当の名称	主な支給対象職員及び主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	町税の賦課及び徴収に関する事務を主たる職務とする職員	給料月額100分の15
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、または発生する恐れがある場合において、感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したときまたは感染症の病原体を有する家畜若しくは感染症の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した場合	1日につき500円
保健業務職員の特殊勤務手当	国民健康保険の保健施設地区活動に係る業務を行う職員	従事した1ヶ月につき2,000円
保育士の特殊勤務手当	町立保育所に勤務する保育士	1ヶ月2,000円
自動車運転業務及び船舶操縦業務に従事する職員の特殊勤務手当	自動車運転業務（専任）及び船舶操縦業務（専任）に従事したとき	従事した1ヶ月につき4,000円を超えない範囲
行旅死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	行旅死亡人及び水死人等の死体処理に従事したとき	1回につき5,000円
犬、猫等の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	犬、猫等の死体処理に従事したとき	従事した1回につき1,000円
路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	道路工事、水道工事、道路測量等路上にて作業する職員	従事した1日につき300円
ボイラー操作作業に従事する職員の特殊勤務手当	ボイラー操作作業に従事する職員	従事した1ヶ月5,000円
給食婦の特殊勤務手当	給食業務に従事する給食婦	月1,500円
出納業務職員の特殊勤務手当	出納業務に従事する職員	月1,500円

※ 企業職を除く全職種

※ ただし、特例条例により平成18年1月より「行旅死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当」を除く全てに対して支給していません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（20年度決算）	36,349千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	527千円
支給実績（19年度決算）	13,382千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	394千円

(6) その他の手当（21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ■ 配偶者 13,000円 ■ 配偶者以外の扶養 一人につき 6,500円 (配偶者がいない場合 1人目11,000円) ※ 親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度までの子1人につき5,000円加算	同	千円 13,306	円 277,200
住居手当	■ 借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ27,000円限度に支給 ■ 自宅の場合 世帯主である職員に対し支給 新築または購入後5年間 2,500円	同	千円 1,279	円 98,400
通勤手当	■ 電車、バスを利用する場合 6ヵ月定期の価格を基本として1ヶ月当たり55,000円まで支給 ■ 乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～24,500円	同	千円 3,818	円 51,600
管理職手当	課長級の職員 給料月額×8% 参事級の職員 給料月額×4%	異 (国は定額制)	千円 4,166	円 297,600

5 特別職の報酬等の状況（21年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町長	612,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 874,000円/325,000円
	副町長	532,000円	656,000円/325,000円
報酬	議長	300,000円	380,000円/243,000円
	副議長	270,000円	285,000円/192,000円
	議員	260,000円	261,000円/175,000円
期末手当	町長	(20年度支給割合)	6月期 1.6月分
	副町長		12月期 1.75月分 計 3.35月分
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100 給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100	任期ごと 任期ごと
	備考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

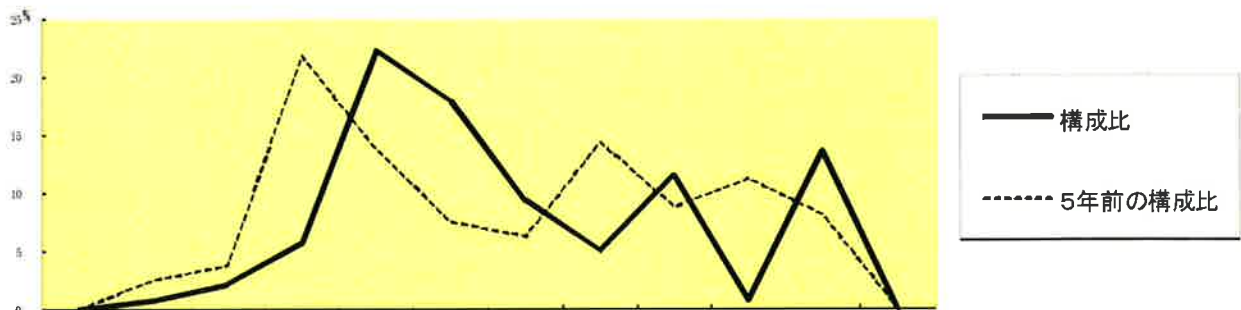
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成20年	平成21年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	旅券交付窓口の新設
		総務	29	30	1	
		税務	10	9	-1	
		労働			0	
		農林水産	9	10	1	
商工			1	1		
土木		10	7	-3		
民生	32	33	1			
衛生	6	8	2			
	計	99	101	2	<参考>人口1万人当たり職員数 94.05人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 83.70人)	
	教育部門	24	20	-4	幼稚園と保育所統合による減	
	小 計	123	121	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 112.67人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 106.29人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	水道	3	3	0	国保職員育児休業による代替	
	下水道	3	3	0		
	その他	12	13	1		
	小 計	18	19	1		
合 計			141 [180]	140 [180]	-1 [0]	<参考>人口1万人当たり職員数 130.37人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。
 3 教育長含む数です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (21年4月1日現在)



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以
満											上

区 分	20歳 未満	20歳 〃 23歳	24歳 〃 27歳	28歳 〃 31歳	32歳 〃 35歳	36歳 〃 39歳	40歳 〃 43歳	44歳 〃 47歳	48歳 〃 51歳	52歳 〃 55歳	56歳 〃 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 1	人 3	人 8	人 31	人 25	人 13	人 7	人 16	人 16	人 19	人 0	人 139

※ 全職員（教育長抜かし）

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況（一般行政）

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 106	人 97	人 9	% 8.5

(参考) 河内町における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成22年3月31日	15人

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	106	100	102	99	101		—	97
	増減		-6	2	-3	2		-5 (55.6%)	-9
特別行政	職員数	27	27	25	24	20		—	23
	増減		0	-2	-1	-4		-7 (175.0%)	-4
公営企業 等会計	職員数	24	23	18	18	19		—	22
	増減		-1	-5	0	1		-5 (250.0%)	-2
計	職員数	157	150	145	141	140		—	142
	増減		-7	-5	-4	-1		-17 (113.3%)	-15

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占める 職員給与費比率
20年度	千円 228,313	千円 35,767	千円 22,060	% 9.7	% 11.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)普通会計 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
20年度	人 3	千円 11,137	千円 1,353	千円 4,631	千円 17,121	千円 5,707	千円 5,455

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、21年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（21年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
河内町水道	44.3歳	310,800円	475,578円
河内町一般行政	42.9歳	308,500円	363,568円
事業者	歳		円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

河内町水道	河内町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（20年度） 1,991千円	1人当たり平均支給額（20年度） 1,536千円
(20年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（21年4月1日現在）

河内町水道	河内町（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.5月分 30.55月分	勤続20年 23.5月分 30.55月分
勤続25年 33.5月分 41.34月分	勤続25年 33.5月分 41.34月分
勤続35年 47.5月分 59.28月分	勤続35年 47.5月分 59.28月分
最高限度額 59.28月分 59.28月分	最高限度額 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)
1人当たり平均支給額 — 千円	1人当たり平均支給額 18,026千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(21年4月1日現在)

河内町では、支給していません。

エ 特殊勤務手当 (21年4月1日現在)

支給実績 (20年度決算)	0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (20年度)	0%	
手当の種類 (手当数)	1	
手当の名称	主な支給対象職員及び主な支給対象業務	主な支給対象業務
路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	道路工事、水道工事、道路測量等路上にて作業する職員	従事した1日につき300円

※ ただし、特例条例により平成18年1月より「行旅死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当」を除く全てに対して支給していません。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (20年度決算)	199千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	67千円
支給実績 (19年度決算)	24千円
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	6千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当 (21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ■ 配偶者 13,000円 ■ 配偶者以外の扶養 一人につき6,500円 (配偶者がいない場合1人目11,000円) ※ 親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度までの子1人につき5,000円加算	同	千円 858	円 286,000

住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ27,000円限度に支給 ■ 自宅の場合 世帯主である職員に対し支給 新築または購入後5年間 2,500円 	同	千円 30	円 30
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電車、バスを利用する場合 6ヵ月定期の価格を基本として1ヶ月当たり55,000円まで支給 ■ 乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～24,500円 	同	千円 267	円 88,800
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 課長級の職員 給料月額×8% 参事級の職員 給料月額×4% 	同 (国は定額制)	千円 0	円 0

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

→6(3)を参照してください。

8職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利(平成20年度)

地方公務員法第42条の規定に基づき、心身ともに健康であり職務遂行が安心してできる組織環境を構築していくため、町・茨城県市町村職員共済組合により職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に実施しています。

事業	実施項目	参加者数又は受診者数	事業主体
各種健康診断の実施	定期健康診断	67人	町・共済
	胃ガン健診	1人	共済
	子宮ガン検診	9人	共済
	乳ガン健診	14人	共済
	大腸ガン検診	12人	共済
	肺ガン健診	4人	共済
	前立腺ガン健診	5人	共済
	肝炎ウイルス健診	11人	共済
	人間ドック健診	66人	共済・自己負担